

平成23年度事業計画

当機構は、平成2年2月19日に設立され、翌平成3年12月から運用を開始し、以来、ネットワークの適正な管理運用を行っている。

平成22年度は、梅雨期の大雨災害、冬期の大雪災害、霧島山(新燃岳)の噴火活動等大きな災害が日本を襲ったが、これらに対し、当機構は、地域衛星通信ネットワークの全てのチャンネルを開放し、国及び地方公共団体と協力し、情報の迅速な収集伝達に取り組んでいる。

特に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に際しては、地上系の通信設備が寸断される状況下で、当機構のネットワークは被災地域の状況把握に絶大な効果を発揮し、人命救助、通信確保に大いに役立っているところである。

今後においては、今回の活用状況をよく調査し、更なるシステムの向上に努める。

第1 地域衛星通信ネットワーク事業

平成22年度末現在、地域衛星通信ネットワークの地球局の数は市町村合併による配置の見直し等により約4,050となっており、47都道府県全てと全国の市町村の概ね90%、消防本部の概ね65%をカバーし、映像の受発信やデータ通信、一斉指令などの機能を持つ世界にも類例のない衛星通信ネットワークとなっている。

平成15年4月からは、第二世代システムの運用を開始し、さらに平成18年4月からは地域衛星通信ネットワークの地球局免許人としてネットワークの管理運用と免許関係事務の一元的な処理を行っている。一方、都道府県の第二世代化システムについては、平成23年度から20都府県で運用される。

また、平成19年度には、映像デジタル化により映像伝送の多チャンネル化の実現を図り、平成23年度においても、昨年度に引き続き各自治体とともに映像発信事業の充実に努める。

全国瞬時警報システム(J-ALERT)については、消防庁において平成22年度にJ-ALERTの高度化が図られたことに伴い、機構は地上配信機関としての業務を終了したが、J-ALERTに係る衛星通信の利用に際しては、引き続きその支援に努める。

1 ネットワークの円滑な運営

(1) ネットワークの安定的運用と一元的管理

地域衛星通信ネットワークの安定的な運用に努めるとともに、引き続き

地球局免許人として、電波法令の遵守、電波法関連手続き（免許、各種申請・届、検査、電波利用料納付等）の効率化と全地球局の適正な管理に努め、地方公共団体における免許関係経費の節減を図る。

また、機構が免許を受けている一般地球局の再免許申請については、平成22年度に引き続き、平成23年度も実施する。

(2) 山口・美唄管制局の衛星通信設備等の更新

平成15年から運用している山口・美唄管制局の第二世代の衛星通信設備用サーバ等については、設置から8年を経過し、修理等が困難となりつつあることから、長期計画に基づき、平成23年度は、管制局設備監視制御装置、一斉指令装置等の更新を実施する。

(3) ネットワークセキュリティ対策の強化

山口及び美唄管制局設備に係るセキュリティの維持・管理及び対策強化に努めるとともに、第二世代システムを構築した20都府県に対して、セキュリティ診断システムによる定期診断を実施する。また、道府県が第二世代設備を整備する場合のセキュリティ対策に係る情報提供を行う。

(4) 第二世代システムの普及促進

今後、第二世代化を計画している団体に対して、情報の提供及び技術支援を行う。また、現時点において、第二世代化計画のない団体に対しても適宜情報の提供を行い、普及促進に努める。

2 衛星通信サービスの推進

(1) 映像発信の充実

映像多チャンネル化により可能となった、映像による双方向通信、IP映像中継サービス等の新たな活用方法を紹介し、従来からの災害映像、地域情報の発信のみでなく、更なるネットワークの有効活用に取り組む。

なお、平成22年度に発生した大災害に対する教訓を糧として、国及び地方公共団体と協力し、情報の迅速な収集伝達に取り組んでいる。

(2) 映像コンテンツの有効利用

地域衛星通信ネットワークにより全国知事会議などの会議映像を積極的に配信し、機構ホームページの自治チャンネル・消防チャンネルにおいても充実を図るとともに速やかにオンデマンド配信を実施する。

(3) 次世代ネットワークに関する調査・研究

老朽化した地方公共団体の第一世代システムの更新を促進するため、平成21年度に「簡易に構築可能なネットワーク構成と展開に関する調査研究会」を設置し、更新方策の方向性を明らかにした。

平成22年度には、他の事例の調査、実証実験等での実現可能性に重点をおいた、最新の技術を活用した具体策の検討を進めた。

平成23年度は、新システムを導入するための技術面、運用面の導入可能性の検討を進め、最新の技術を活用した具体策を提示する。

第2 公的個人認証サービス事業

公的個人認証サービスは、平成21年度にシステム更改を行い、平成22年1月より新システムでの運用を開始した。電子証明書の累計発行件数は、平成23年3月現在180万枚にのぼり、近年は、平成19年度税制改正及び平成21年度税制改正により、所得税をe-Taxで申告を行った場合の税額控除制度が措置されたこと等によって発行件数は増加している。

なお、この措置は、更に、平成23年度税制改正において、段階的に減額した上で平成24年まで延長することとされた。

機構としては、平成23年度も引き続き適正な認証事務等の執行に努めるとともに、暗号アルゴリズムの危殆化等の課題に適切に対応する。

1 都道府県認証局の運営

委任を受けている都道府県及び電子証明書の発行窓口である市区町村と連携し、電子証明書の発行及び失効、失効情報の作成及び提供等に係る認証事務を適切に実施する。

2 個人認証ブリッジ認証局の運営

公的個人認証サービス都道府県協議会からの委託を受け、都道府県認証局と相互認証する個人認証ブリッジ認証局を運営するとともに、政府認証基盤との相互認証を実施する。

3 署名検証者に対する失効情報等の提供

オンライン申請等を行う国・地方公共団体等の行政機関、認定認証事業者等の署名検証者等に対する失効情報等の提供を適切に実施するとともに、新たに署名検証者等となる機関に対しテスト環境等を提供する。

4 公的個人認証サービス共通基盤運用事業の実施

公的個人認証サービスの安定的運用を図るため、公的個人認証サービス都道府県協議会からの委託を受け、公的個人認証サービス共通基盤運用事業を実施する。

5 認証業務情報保護委員会の運営

認証業務情報の保護に関する事項の調査審議等を行うため、学識経験者からなる認証業務情報保護委員会を開催する。

6 暗号アルゴリズムの危殆化に対する対応等

暗号アルゴリズムの危殆化に適切に対応するとともに、国の施策の基本方針等の動向を注視し、適時適切に指定認証機関としての対応を行う。